

区分		概ね30分後を想定		最短2時間後程度を想定		以後随時	
国	気象庁	南海トラフ全域を対象として異常な現象を観測	南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査開始※1	南海トラフ地震に関する情報(臨時)(第1号)発表※2	南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会での評価	南海トラフ地震に関する情報(臨時)(第2号)発表※3	南海トラフ地震に関する情報(臨時)(第3号)発表※4
	政府	関係省庁への連絡、所要の準備開始			◎関係省庁職員招集 ◎関係省庁災害警戒会議開催、今後の対応確認 ◎国民に今後の備えを呼びかけ(家具固定、避難場所確認、家庭内備蓄確認等)	◎発表された情報に応じ、関係省庁災害警戒会議での決定に基づき対応	
県	●事前配備体制(情報収集体制) = 現行の調査情報(臨時)発表時の参集要員			●危機管理連絡調整会議開催(各部署危機担当監参集) ●県民への呼びかけ ●防災上の重要施設等点検 ●災害応急対策の確認 ●状況に応じて、東海地震注意情報発表時に準じた対応(全職員動員)	●発表情報に応じ、地震警戒本部の設置等 ●社会活動規制は今後の検討		
島田市	◆「情報連絡室」の設置 = 危機管理課職員その他、広報等関係職員 ◆情報収集、県・関係機関との連絡調整 ◆災対本部勤務員動員準備 ◆市の体制を自治会等に連絡 市の対応を市HP等に掲載			◆「初動対応本部」の設置 = 現行計画の「東海地震注意情報」発表時対応体制(現地避難地班は別示) ◆地震対策連絡調整会議を開催 ◆地震警戒本部移行準備 ◆臨時情報発表、市の対応体制の周知及び住民・自主防の備えの呼びかけ = 同報無線、電話連絡、市HP等	◆発表情報に応じ、地震警戒本部の設置等 ◆危険箇所居住者への避難勧告 ◆公共施設利用一部制限等(今後、協議・検討)		
備考	※1: 南海トラフ沿いでM7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などに調査開始 ※2: 調査を開始した場合に発表 ※3: 南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性について調査中又は可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表 ※4: 発生した現象及びその評価結果を発表。その後、南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなった場合には、その旨発表 ★臨時の関連情報の他に、定期的に関催される「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の調査結果を、南海トラフ地震に関連する情報(定例)として発表						

# 南トウ関連情報(臨時)への対応業務の一例(1/2)

区分	「臨時情報第1号」=特異事象に伴う調査開始
体制	「情報連絡室設置」(危機管理課、広報情報課等) =情報収集、連絡調整
知る	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 発表内容の細部、状況切迫度、状況進展予測、気象予報</li> <li>◆ 県、国、関係機関の対応。近隣市町の対応状況</li> <li>◆ 指定(地方)公共機関、事業所、地域住民の状況</li> <li>◆ 降雨等に伴う急傾斜地等の特異事象の有無</li> <li>◆ 市主催行事等の実施状況、当面の実施予定</li> </ul>
知らせる	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 庁内情報共有:館内放送、緊急連絡網、緊急メール、庁内掲示板</li> <li>◆ 住民広報:同報無線、防災メール、Lアラート、FM島田、HP、SNS等</li> <li>◆ 県、関係機関への市の対応状況の通報</li> </ul>
助ける	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 当時の気象特性等を踏まえ住民避難又は警戒区域設定が必要な地区の有無の検討</li> </ul>
求める	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自衛隊等の広域応援部隊の予防派遣の有無について確認</li> </ul>
決める (束ねる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 臨時情報第2号発表への対応準備(災对本部員参集を予期)</li> <li>◆ 臨時情報第2発表の場合に、地震対策連絡会議で決定すべき事項の整理</li> </ul>

# 南トウ関連情報(臨時)への対応業務の一例(2/2)

区分	「臨時情報第2号」=大規模地震発生の可能性が高まる
体制	<p>「初動対応本部設置」(災对本部要員の参集)            =地震予防対策等の重要意思決定、急速事態進展対応</p>
知る	<p>「情報連絡室」体制対応に加えて、以下の事項(県の危機管理連絡調整会議での協議・決定事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交通規制等の有無、沿岸部からの広域避難の有無</li> <li>◆ 急傾斜地等危険区域の特異事象の有無</li> </ul>
知らせる	<p>「情報連絡室」体制対応に加えて、以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各家庭毎の平素の備え、地区対策本部の開設準備、防災資器材の点検、地域内の危険箇所の点検等の呼び掛け</li> <li>◆ 生活再建支援ニュース最新版の配布準備</li> </ul>
助ける	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 必要に応じ特定地域に対する避難情報発令、警戒区域の設定⇒避難所の開設(最大1週間程度)</li> <li>◆ 災对本部各班の地震発生時の対応手順確認、公共施設の危険箇所点検、防災資器材の点検、救護所・避難所資器材点検</li> </ul>
求める	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 県土木に対し、必要に応じ急傾斜地の危険度調査の実施を要請</li> <li>◆ 指定公共機関、協定締結事業所等との連絡調整</li> </ul>
決める (束ねる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>初動対応本部会議・地震対策連絡調整会議の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民避難等の要否・期間、医療救護の事前体制、学校・保育施設、社会福祉施設の運営、市道等の交通規制の要否</li> <li>・住民広報、報道対応</li> <li>・初動対応本部の勤務体制 等</li> </ul> </li> </ul>

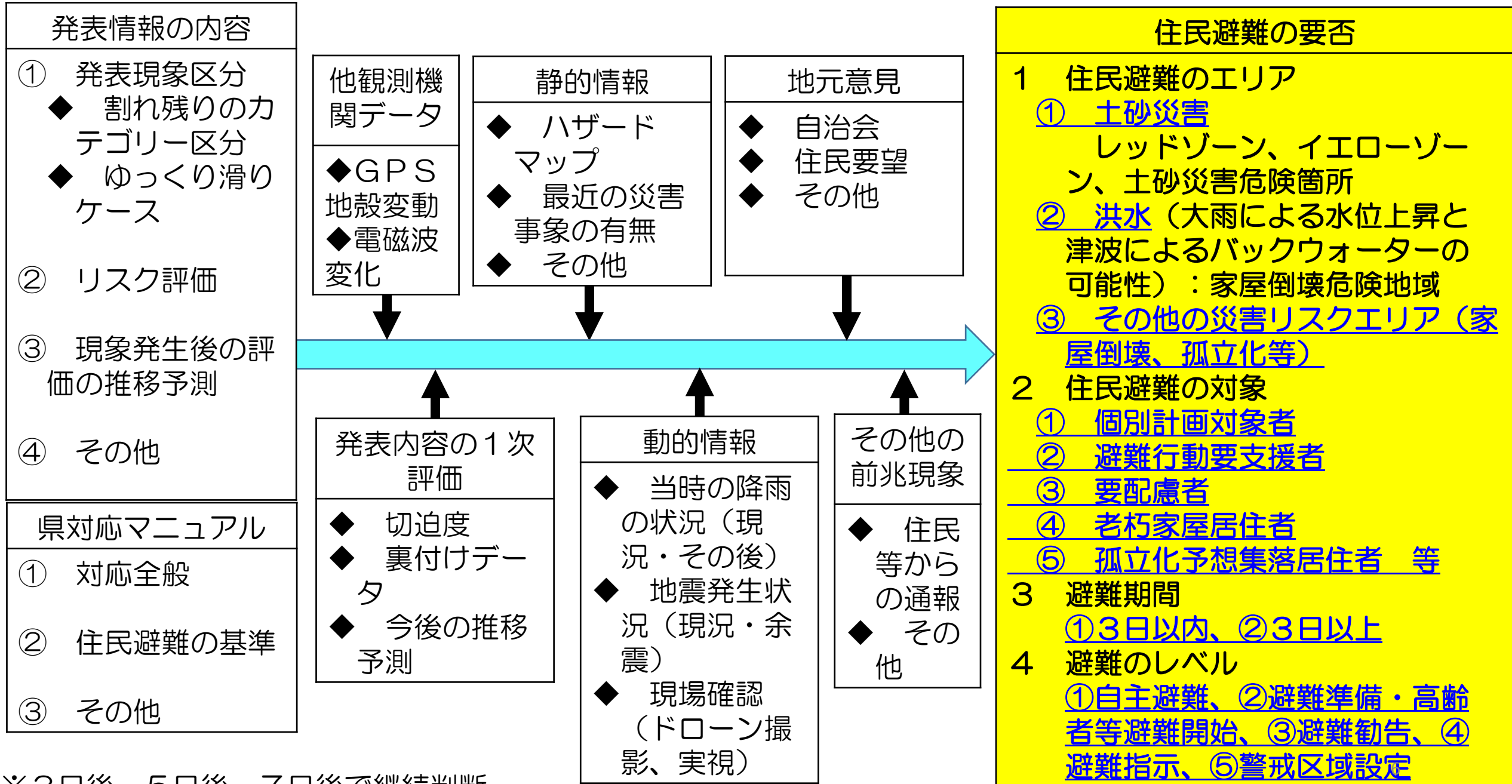
発表された情報の内容、緊急度、国・県の対応を踏まえ、[地震対策連絡調整会議での協議結果に基づき具体的な対応を決定する。](#)

区 分	対応の基本的事項	備 考
住民の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <a href="#">土砂災害や家屋倒壊の危険度について、科学的根拠に基づいて判断（複数の観測機関データ及び危険箇所の現況等）し、避難情報を発令する。避難期間は、3日、5日、7日の各段階で避難期間の継続の可否を判断する。特段の前兆現象がなければ、避難期間は最大7日間を目安とする</a></li> <li>◆ 社会福祉施設での入所者や利用者の安全確保（部屋の移動等）を促す。</li> <li>◆ 沿岸部からの避難住民の受け入れを準備する。</li> </ul>	別紙 避難情報 発令の判断 フロー（一 例）
備えの確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 全市民に対し、緊急時の対応準備（備蓄品・防災リュック、家具転倒防止処 置等）を促す。最低限の準備事項について、より具体的に示す。</li> <li>◆ 自主防に対し、緊急時の対応準備（対応手順、資器材点検等）を促す。</li> <li>◆ 事業所に対し、業務に応じた危険回避措置を促す（高所作業・危険物の使用、 工事現場保存等）。また、大規模集客施設での緊急時対応準備を促す。</li> <li>◆ 社会福祉施設での緊急時の対応準備を促す。</li> </ul>	米国での事 前情報運用都 市の事例を参 考に、最低限 の準備事項を 指定 資料 1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公共施設の地震による大規模損壊等の危険性について確認する。</li> <li>◆ 災害応急対策の対応手順・必要な資器材の状況、BCPに基づく対応準備状 況を確認する。また、関係機関・事業所との連絡調整を行う。</li> </ul>	

# 島田市としての対応の基本的な考え方（2 / 2）

区 分		対応の基本的事項	備 考
公共施設の運営	病 院	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>通常診療体制を継続</u>する。</li> <li>◆ 緊急時の対応（手順、資器材等）を確認する。</li> </ul>	
	学校・保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>通常の授業等を継続することを基本</u>とし、当時の状況の切迫度や地域特性に応じて、<u>早退等の措置の必要性を検討</u>する。</li> <li>◆ 緊急時の対応（一時保護・保護者引渡し等手順、資器材等）を確認する。</li> </ul>	
	出先機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 通常の業務を継続することを基本とし、当時の状況の切迫度、当該業務や地域の特性に応じて、<u>一部窓口業務の停止等の必要性検討</u>する。</li> </ul>	
公共交通等		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公共交通機関は通常通り運行することを基本とする。（県方針）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市のコミュニティバスも通常通りの運行とするも、<u>土砂災害警戒区域内や危険箇所</u>の走行については、<u>当時の状況を踏まえ一部運行停止や路線変更を検討</u>する。</li> <li>◆ 市道・林道・農道について、土砂災害のリスクが高いと判断される箇所について、一部交通規制の必要性を検討</li> </ul>	
企業活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 通常通りの企業活動が継続することを基本とし、企業の特성에応じて安全確保の措置を講ずる。</li> </ul>	

# 避難情報発令の判断フロー（一例）



※3日後、5日後、7日後で継続判断